



2025年11月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ィ ア ・ ラ イ フ
代表者名 代表取締役社長 阿 部 幸 広
(コード番号：3245 プライム市場)
問 合 せ 先 取締役コーポレートストラテジーユニット長秋田誠二郎
電 話 番 号 0 3 - 5 2 1 0 - 3 7 2 1

公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年11月25日付の取締役会において、以下のとおり、公募及び第三者割当による新株式発行並びに当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、2025年9月末時点において、当社と連結子会社5社、及び持分法適用関連会社1社から構成され、主に不動産関連業界等においてリアルエステート事業及びセールスプロモーション事業を展開しております。

① リアルエステート事業

主に、東京都区部及びその周辺エリアにおいて、都市型レジデンス（単身者・DINKS 層向けマンション）等の開発、アセット・デザイン&リセール（土地の開発適地化）や、住居系不動産・オフィス・商業ビル等の収益不動産のバリューアップを行い、不動産会社・事業法人・不動産投資ファンド・実需に伴う顧客・不動産オーナー等に販売

② セールスプロモーション事業

不動産業界における分譲マンションモデルルームや賃貸マンションリーシング現場スタッフ等の販売支援職種や事務系職種をメインとした人材派遣・紹介事業、保険・金融業界における保険商品のアウトバウンド型セールススタッフ等の販売支援職種や顧客管理事務受託、コールセンターをメインとした人材派遣事業を展開

当社グループが属する不動産業界においては、売買・賃貸共に需要が強い状況が続いております。当社の供給する都市型レジデンスのターゲットとなる単身者や DINKS 層が都心に集中する傾向は継続しており、東京23区内の人口は増加傾向にあります。売買のマーケットにおいては、地価や建築費の上昇により新築分譲マンション価格も高騰が続いていることから、特に東京都内においては中古物件および賃貸物件に対するニーズも堅調に推移しております。また、日本銀行がマイナス金利政策の解除を発表して1年以上が経ちましたが、政策金利は欧米各国と比較して依然低い水準で推移していることから、東京の不動産に対する投資需要も旺盛な状況が続いており、物件に対する期待利回りも低水準で推移しております。

このような状況の下、当社は主力であるリアルエステート事業における事業量、規模の拡大、ニー

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



ズに沿った商品・サービスの開発・提供、セールスプロモーション事業における競争力強化および事業領域の拡大を重点施策とした「中期経営計画“突破 2025”」に基づく成長戦略を着実に推進してまいりました。

主力のリアルエステート事業においては、長期的に安定した需要の見込める東京エリアにおいて、都市型レジデンス開発や収益不動産の仕入を加速させ、また大型プロジェクトに注力することで、投資案件数・規模の拡大を進めてまいりました。具体的には、2024 年 9 月期に約 852 億円分の開発用地を取得（開発プロジェクトの総事業費と収益不動産の投資予定額の合計値）し、過去最大事業規模の仕入を行いました。精力的な営業活動の結果、不動産業界内においても当社の事業規模拡大に関する認知向上も進み、DeLCCS 銀座Ⅷや DeLCCS 浅草雷門など、取得代金のみで 30 億円を超える案件もコンスタントに仕入れることが可能になりました。取得代金 50 億円を超える案件の紹介を受ける機会も増え、2025 年 9 月期には 1 件 100 億円超の購入申し込みも行いました。

セールスプロモーション事業においては、連結子会社である株式会社 N-STAFF を吸収合併存続会社とし、株式会社 DLX ホールディングス、株式会社コーディアリー・サービス、株式会社ディアライフ エージェンシーを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、連結子会社間で類似する事業部門や重複する業務を合理化、効率化することによる経営管理体制の強化を行いました。また、保険・金融・不動産業界以外の様々な業界への派遣事業の拡大や、社会のニーズに沿った人材の育成・派遣を通じ、事業領域の拡大を進めると共に、派遣人材の品質向上を進めてまいりました。

以上のグループ全体での取り組みの結果、2025 年 9 月期は連結売上高、利益ともに最高値を計上いたしました。

さらに、2025 年 11 月 14 日、2028 年 9 月期を最終年度とする「中期経営目標“挑戦 2028”～Catch the Wave～」を策定いたしました。リアルエステート事業においては、引き続き東京 23 区を事業エリアに据えた厳格な取得基準の下、案件規模の一層の大型化と件数の拡大を推進すると共に、社会のインフラとしての不動産のポテンシャルを最大化し、地域社会の持続的な発展に貢献する開発を目指してまいります。セールスプロモーション事業においては、専門性・教育力・ブランド力を融合させた人的資本の最大化を通して、企業の人手不足を補い、生産性の向上に貢献できる人材やサービスの提供を推進してまいります。加えて、M&A を活用することによる両事業の成長加速や拡充を図ってまいります。創業 30 周年を迎える 2034 年に向け、これらの持続可能な社会の実現に資する取り組みの強化を通じて、不動産商社としてのさらなる成長を目指してまいります。

このように、当社は、リアルエステート事業における積極的な投資規模及び件数の拡大と、セールスプロモーション事業における事業領域の拡大の両輪により成長を実現してまいりました。それでもなお、今後の成長戦略の実現のための都市型レジデンス開発プロジェクトや収益不動産の仕入の拡大及び一層の大型化にあたっては、より強固な財務基盤の構築による、開発用地、収益不動産の仕入資金及び建築資金の確保が必要不可欠と考え、公募による新株式発行を実施することにいたしました。

また、当社は、当社代表取締役社長である阿部幸広の資産管理会社である有限会社ディアネスを割当先とする第三者割当による新株式発行（以下「並行第三者割当増資」という。）も実施することにしたしました。

当社創業者であり当社代表取締役である阿部幸広は当社創業以前から長年に渡り不動産業界に身を置いており、同氏の有するノウハウや知見に基づく物件選定能力は、これまでの事業成長を達成してきた重要な要素であるとともに、今後の当社の事業成長において欠かすことのできない強みであると

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



認識しております。

当社が今後も持続的に成長するために、これまで当社の事業成長を牽引してきた同氏による強固な財務基盤構築の一翼を担いたいという意向に基づいた同氏の資産管理会社への新株式の割当は、当社の中長期的な企業価値の向上に繋がると判断しております。

今般の公募及び並行第三者割当並びに第三者割当による新株式発行を通じて、事業拡大につながる成長資金を確保し、当社グループの企業価値向上と株主の皆様の利益の最大化を目指してまいります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 4,890,000 株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 12 月 3 日（水）から 2025 年 12 月 8 日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、SMB C 日興証券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
また、募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日。
- (7) 払 込 期 日 2025 年 12 月 10 日（水）から 2025 年 12 月 12 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日に応当する払込期日は以下のとおりとする。
- ① 発行価格等決定日が 2025 年 12 月 3 日（水）又は 2025 年 12 月 4 日（木）の場合、2025 年 12 月 10 日（水）
 - ② 発行価格等決定日が 2025 年 12 月 5 日（金）の場合、2025 年 12 月 11 日（木）
 - ③ 発行価格等決定日が 2025 年 12 月 8 日（月）の場合、2025 年 12 月 12 日（金）
- (8) 受 渡 期 日 上記払込期日の翌営業日とする。
- (9) 申 込 証 拠 金 1 株につき発行価格（募集価格）と同一の金額とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



- (10) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 阿部幸広に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 有限会社ディアネスを割当先とする第三者割当による新株式発行（並行第三者割当増資）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,110,000 株
- (2) 払 込 金 額 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 有限会社ディアネス 1,110,000 株
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 一般募集における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他並行第三者割当増資に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 阿部幸広に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、並行第三者割当増資も中止する。

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 730,000 株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC 日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の事務主幹事会社である SMBC 日興証券株式会社が当社株主である有限会社ディアネス（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



- (7) 申込証拠金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 阿部幸広に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）

（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 730,000株
- (2) 払込金額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 SMBC日興証券株式会社 730,000株
- (5) 申込期日 2025年12月25日（木）
- (6) 払込期日 2025年12月26日（金）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 阿部幸広に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、730,000 株を上限として、一般募集の事務主幹事会社である SMBC 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC 日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、2025 年 11 月 25 日（火）付の取締役会において、SMBC 日興証券株式会社が割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMBC 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から 2025 年 12 月 24 日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC 日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC 日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMBC 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC 日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が 2025 年 12 月 3 日 (水) の場合、「2025 年 12 月 5 日 (金) から 2025 年 12 月 24 日 (水) までの間」
 - ② 発行価格等決定日が 2025 年 12 月 4 日 (木) の場合、「2025 年 12 月 6 日 (土) から 2025 年 12 月 24 日 (水) までの間」
 - ③ 発行価格等決定日が 2025 年 12 月 5 日 (金) の場合、「2025 年 12 月 9 日 (火) から 2025 年 12 月 24 日 (水) までの間」
 - ④ 発行価格等決定日が 2025 年 12 月 8 日 (月) の場合、「2025 年 12 月 10 日 (水) から 2025 年 12 月 24 日 (水) までの間」
- となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	44,896,800 株	(2025 年 11 月 25 日現在)
一般募集による増加株式数	4,890,000 株	
一般募集後の発行済株式総数	49,786,800 株	
並行第三者割当増資による増加株式数	1,110,000 株	
並行第三者割当増資後の発行済株式総数	50,896,800 株	
本第三者割当増資による増加株式数	730,000 株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	51,626,800 株	(注)

(注) 前記「4. S M B C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行 (本第三者割当増資)」の割当株式数の全株式に対し S M B C 日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び並行第三者割当並びに本第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 7,173,535,000 円については、2027 年 9 月までに、リアルエステート事業の更なる利益成長に向けた開発用地、収益不動産の仕入資金及び建築資金に全額を充当する予定です。

当社は、不動産仕入・開発収益規模の拡大と継続的な事業成長の実現に向けて、都市型レジデンス開発プロジェクトや収益不動産の仕入の更なる拡大を重要な施策と位置付けております。本資金調達により、財務基盤の強化を図るとともに、「中期経営目標“挑戦 2028”～Catch the Wave～」を着実に遂行するため、リアルエステート事業における事業規模の拡大及び投資案件の大型化を通じた収益性向上を図ってまいります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える影響

本資金調達による当期業績予想への影響はございません。本資金調達を通じて財務体質の強化

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



を図りながら、上記（１）に記載の使途に充当することで、中長期的な収益の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社では、企業価値を継続的に拡大し、株主の皆様に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。配当による利益還元につきましては、連結ベースの配当性向（連結純利益に対する配当総額の比率）40%を目標に、各事業年度の経営成績及び株主資本配当率を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。

また、剰余金の配当は、年１回の期末配当を行うことを基本方針としております。なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

（２）配当決定にあたっての考え方

上記「（１）利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

（３）内部留保資金の使途

内部留保につきましては、財務体質の一層の充実並びにこれからの事業展開に役立てる所存であります。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	2023 年 9 月期	2024 年 9 月期	2025 年 9 月期
1 株当たり連結当期純利益	97.93 円	72.44 円	122.31 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	41.00 円 (－円)	47.00 円 (－円)	63.00 円 (－円)
実績連結配当性向	41.9%	64.9%	51.5%
自己資本連結当期純利益率	19.3%	13.1%	20.2%
連結純資産配当率	8.0%	8.5%	10.4%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社に帰属する当期純利益を、自己資本（連結純資産額合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 2025年9月期の数字は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

5. その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



ただし、一般募集と並行して有限会社ディアネスを割当先とする第三者割当による新株式発行（並行第三者割当増資）が行われます。並行第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に並行第三者割当増資が一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、並行第三者割当増資も中止いたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期	2026年9月期
始 値	548 円	804 円	825 円	1,181 円
高 値	916 円	1,098 円	1,446 円	1,212 円
安 値	536 円	723 円	806 円	1,083 円
終 値	800 円	822 円	1,186 円	1,178 円
株価収益率	8.2 倍	11.4 倍	9.7 倍	一倍

1. 2026年9月期の株価等については、2025年11月21日（金）現在で記載しております。
2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益（2025年9月期の数値は未監査）で除した数値です。また、2026年9月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である阿部幸広は、SMB C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、並行第三者割当増資の割当先である有限会社ディアネスは、SMB C日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）に対して、ロックアップ期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、並行第三者割当増資により取得

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



した当社普通株式を含む当社普通株式の売却等（並行第三者割当増資に関連して株式会社りそな銀行との間で締結する金銭消費貸借契約等に基づく借入れの為の当社普通株式に関する担保権の設定及び担保権の実行に伴う当社普通株式の譲渡その他の処分等を除く。）を行わない旨を合意しております。なお、有限会社ディアネスの当社普通株式の保有方針は、後記「8. 割当先の選定理由（3）割当先の保有方針」をご参照ください。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（並行第三者割当増資及び本第三者割当増資に係る新株式発行、株式分割による新株式発行等、ストックオプションに係る新株予約権の発行並びに当社の譲渡制限付株式報酬制度に係る譲渡制限付株式の発行又は交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社又はSMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

（5）目論見書の電子交付について

引受人は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供（以下「目論見書の電子交付」という。）により行います（注）。

（注） 目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

6. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の調達資金は、開発用地、収益不動産の仕入資金及び建築資金に充当する予定であり、これは、当社の収益力向上を通じた企業価値の向上及び株主価値の増大に貢献するものと考えております。したがって、上記の資金使途は、合理性があるものと考えております。

7. 並行第三者割当増資の発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

並行第三者割当増資の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により決定いたします。

上記の並行第三者割当増資の払込金額の決定方法は、会社法第 201 条第 2 項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法であると判断しております。したがって、並行第三者割当増資は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、2025 年 11 月 25 日（火）付の取締役会において、出席監査役 3 名全員（うち社外監査役 3 名）が適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

並行第三者割当増資により発行される株式数は 1,110,000 株（議決権の数 11,100 個）であり、2025 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 44,896,800 株に対する割合は 2.47%（2025 年 9 月 30 日現在の総議決権数 434,590 個に対する割合は 2.55%）に相当するものであります。なお、一般募集及び並行第三者割当増資並びに本第三者割当増資により発行される合計株式数は最大 6,730,000 株（議決権の数最大 67,300 個）であり、2025 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 44,896,800 株に対する割合は最大 14.99%（2025 年 9 月 30 日現在の総議決権数 434,590 個に対する割合は 15.49%）に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、開発用地、収益不動産の仕入資金及び建築資金へ主に充当する予定であり、これは、当社の収益力向上を通じた企業価値の向上及び株主価値の増大に貢献するものと考え、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

8. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

①	名	称	有限会社ディアネス							
②	所	在	地	東京都新宿区矢来町 47 番 1 号						
③	代	表	者	の	役	職	・	氏	名	代表取締役 阿部幸広
④	事	業	内	容	有価証券の保有、運用					
⑤	資	本	金	30 百万円（2025 年 9 月 30 日現在）						
⑥	設	立	年	月	日	2000 年 7 月 27 日				
⑦	発	行	済	株	式	数	60 株（2025 年 9 月 30 日現在）			
⑧	決	算	期	3 月期						

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



⑨ 従業員数	0名（2025年9月30日現在）		
⑩ 主要取引先	該当事項はありません。		
⑪ 主要取引銀行	株式会社りそな銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	阿部幸広	76.9%	
	阿部晶子	23.1%	
⑬ 当会社間の関係	資本関係 （2025年9月30日現在）	割当先は当社の普通株式 16,186,000 株を保有しております。	
	人的関係	当社の代表取締役社長が、代表取締役に就任しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く）			
決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
純資産	2,753	3,602	4,579
総資産	5,051	6,237	8,316
1株当たり純資産（円）	45,888,372.53	103,952,912.73	76,329,979.58
売上高	2	1	2
営業利益	26	349	355
経常利益	672	977	1,096
当期純利益	671	849	976
1株当たり当期純利益（円）	11,197,937.07	14,158,807.20	16,282,800.85
1株当たり配当金（円）	－	－	－

※ 当社は、当社の代表取締役社長である阿部幸広から、有限会社ディアネスは同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、有限会社ディアネスが反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しております。さらに、有限会社ディアネス及び阿部幸広について、過去の新聞記事、WEB 等のメディア掲載情報の検索により、反社会的勢力等との関わり等を連想させる情報及びキーワードを検索いたしました。以上を踏まえ、当社として割当先が反社会的勢力と一切関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当先を選定した理由

割当先である有限会社ディアネスは、当社代表取締役社長の資産管理会社であり、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主であります。

当社創業者であり当社代表取締役である阿部幸広は当社創業以前から長年に渡り不動産業界に身を置いており、同氏の有するノウハウや知見に基づく物件選定能力は、これまでの事業成長を達成してきた重要な要素であるとともに、今後の当社の事業成長において欠かすことのできない

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

強みであると認識しております。

当社が今後も持続的に成長するために、これまで当社の事業成長を牽引してきた同氏による強固な財務基盤構築の一翼を担いたいという意向に基づいた同氏の資産管理会社への新株式の割当は、当社の中長期的な企業価値の向上に繋がると判断しております。

(3) 割当先の保有方針

当社が割当先に保有方針の確認をしたところ、割当先は、保有する株式及び割当により取得する株式を安定株主として長期的に保有することを予定しているとのことでした。当社は割当先との間におきまして、払込期日より2年間に於いて、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を締結する予定です。

なお、割当先は、共同主幹事会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、並行第三者割当増資により取得した当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先である有限会社ディアネスの並行第三者割当増資の払込みに要する財産の存在について、払込みの一部資金については株式会社りそな銀行からの借入で調達する予定と説明を受け、割当先が現在所有している当社普通株式を担保として株式会社りそな銀行と締結予定の金銭消費貸借契約書により確保できる見込みであり、当該借入金及び手元資金をもって払込みを行う旨を口頭で確認しております。

また、直近の財務諸表（2025年3月期）に記載の財政状態及び経営成績を確認したところ、同社が並行第三者割当増資の払込みに十分な現預金及びその他の流動資産を保有しておりました。以上より、当社としてかかる払込みに支障は無いと判断しております。

9. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年9月30日）		募集後	
有限会社ディアネス	37.19%	有限会社ディアネス	34.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8.36%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.24%
阿部 幸広	2.41%	阿部 幸広	2.09%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1.77%	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1.53%
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	0.96%	BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	0.83%

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



バークレイズ証券株式会社	0.78%	バークレイズ証券株式会社	0.68%
高橋 暁子	0.62%	高橋 暁子	0.53%
安東 良高	0.61%	安東 良高	0.53%
藤塚 知義	0.50%	藤塚 知義	0.43%
BNYM SA/NV FOR BNM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	0.43%	BNYM SA/NV FOR BNM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	0.37%

- (注) 1. 2025 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準としており、上記の割合は小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。
2. 募集前の持株比率は、2025 年 9 月 30 日現在の各大株主の所有株式数を、2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数から自己株式数を除いた総数で除した数字であります。
3. 募集後の持株比率は、2025 年 9 月 30 日現在の各大株主の所有株式数に並行第三者割当増資による増加分を加味した所有株式数を、2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数に一般募集及び並行第三者割当増資による増加分を加味し、本第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字から、2025 年 9 月 30 日現在の自己株式数を除いた総数で除した数字であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

並行第三者割当増資は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績

	2023 年 9 月期	2024 年 9 月期	2025 年 9 月期
連 結 売 上 高	43,503 百万円	46,880 百万円	78,505 百万円
連 結 営 業 利 益	6,087 百万円	4,619 百万円	7,726 百万円
連 結 経 常 利 益	6,181 百万円	4,656 百万円	7,831 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,304 百万円	3,170 百万円	5,320 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	97.93 円	72.44 円	122.31 円
1 株 当 たり 年 間 配 当 金	41.00 円	47.00 円	63.00 円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	540.29 円	568.61 円	645.65 円

(注) 2025 年 9 月期の数値について、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。